

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う糖尿病性腎症重症化予防事業実施への影響 ～宮城県内保険者の事業担当者に対するアンケート調査～

研究分担者 平田 匠（北海道大学大学院医学研究院 公衆衛生学教室）

研究協力者 早坂 敏幸（宮城県国民健康保険団体連合会 事業推進課）

### 研究要旨

令和2年2月より新型コロナウイルス感染が日本国内で拡大を認め、令和2年度の糖尿病性腎症重症化予防事業を含む各種保健事業の実施に影響を与えている。本研究では、宮城県国民健康保険団体連合会のご協力のもと、宮城県内の33保険者において糖尿病性腎症重症化予防事業を担当している職員を対象としたアンケート調査を実施した。その結果、33保険者のうち13保険者で糖尿病性腎症重症化予防事業の計画変更を認め、大別すると、事業実施時期の変更、事業対象者の変更、事業内容の変更を行っていた。また、33保険者のうち18保険者で保健指導実施時に新型コロナウイルス感染予防対策を導入していた。今後、事業評価（特にアウトプット指標・アウトカム指標）を実施するにあたり、本調査により判明した新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業計画や事業実施への影響をふまえて評価する必要がある。

### A. 研究目的

令和2年2月より新型コロナウイルス感染が日本国内で拡大を認め、令和2年4月7日～5月25日には緊急事態宣言が発令されて外出自粛の要請等がなされたことから、令和2年度の糖尿病性腎症重症化予防事業を含む各種保健事業の実施に多大な影響を与えている。本調査は、宮城県内保険者における新型コロナウイルス感染拡大に伴う糖尿病性腎症重症化予防事業実施への影響を検討することを目的として行われた。

### B. 研究方法

本調査は宮城県国民健康保険団体連合会のご協力のもと、同会が実施する令和2年度糖尿病性腎症重症化予防研修会の事前アンケートとして実施した。実施期間は令和2年8月から9月とした（令和2年11月に1保険者より回答の修正があった）。アンケートの具体的な内

容は以下の通りである。

#### 【質問1（事業計画への影響）】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本年度の糖尿病性腎症重症化予防事業実施に際し、当初の事業実施計画を変更されましたか、該当する番号をお選びください。

1) はい、2) いいえ、3) 本年度は事業を実施していない

#### 【質問2（事業実施への影響）】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本年度の糖尿病性腎症重症化予防事業実施に影響が出ておりますでしょうか。受診勧奨と保健指導に分けてご回答ください。

1) 影響が出た、2) 影響はない、3) 本年度は事業を実施していない

#### 【質問3（感染拡大防止策の導入）】

保健指導を実施する際（糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導・特定保健指導を含む）、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、何か特別な取り組みを行っておりますでしょうか。  
1) はい、2) いいえ、3) 本年度は事業を実施していない、4) わからない

また、各質問に「1) はい」と回答した保険者に対して、その具体的な内容につき、自由記載欄を設けて記入していただいた。

なお、本調査への参加に係る同意については、本アンケートへの回答を以て、調査への参加に同意したものとする。また、本調査内容の本報告書における公表に関して、オプトアウトの機会を別に設けたが、公表を拒否した保険者はなかった。なお、公表に際しては、保険者名ならびに保険者名が推定される内容は掲載しないこととする。

## C. 研究結果

本調査に対し、33保険者より回答を得た。回答結果は以下の通りであった。

### 【質問1（事業計画への影響）】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本年度の糖尿病性腎症重症化予防事業実施に際し、当初の事業実施計画を変更されましたか。

- 1) はい：13保険者（39.4%）
- 2) いいえ：20保険者（60.6%）
- 3) 事業実施なし：0保険者（0.0%）

具体的な事業実施計画の変更点についてまとめたものを表1に示す。事業計画の変更内容としては、事業開始時期の変更・延期、事業対象者の抽出方法の変更（当該年度の健診結果でなく前年度の健診結果より抽出）、事業内容の変更（訪問の中止、感染防止対策の導入等）を

認めた。

### 【質問2（事業実施への影響）】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、本年度の糖尿病性腎症重症化予防事業実施に影響が出ておりますでしょうか。受診勧奨と保健指導に分けてご回答ください。

#### (A) 受診勧奨

- 1) 影響が出た：14保険者（42.4%）
- 2) 影響はない：19保険者（57.6%）
- 3) 事業実施なし：0保険者（0.0%）

#### (B) 保健指導

- 1) 影響が出た：13保険者（39.4%）
- 2) 影響はない：16保険者（48.5%）
- 3) 事業実施なし：4保険者（12.1%）

具体的な事業実施における影響（事業実施計画の変更に関する内容は除く）についてまとめたものを表2に示す。受診勧奨・保健指導ともに、訪問による受診勧奨・保健指導は中止している保険者を多く認めた。

### 【質問3（感染拡大防止策の導入）】

保健指導を実施する際（糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導・特定保健指導を含む）、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、何か特別な取り組みを行っておりますでしょうか。

- 1) はい：18保険者（54.5%）
- 2) いいえ：9保険者（27.3%）
- 3) 事業実施なし：4保険者（12.1%）
- 4) わからない：2保険者（6.1%）

具体的に各保険者で実施している感染拡大防止策についてまとめたものを表3に示す。保健指導を集団指導でなく個別指導で実施するほか、マスクの着用・アルコール消毒液の設置等による手指衛生の徹底・体調不良受診者の事前の把握など感染機会を減らす工夫が各保険

者で認められた。

#### D. 考察

今回、宮城県内保険者において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う糖尿病性腎症重症化予防事業実施への影響を検討することを目的としてアンケート調査を実施した。その結果、回答をいただいた33保険者のうち、13保険者(39.4%)で糖尿病性腎症重症化予防事業の計画変更を認めた。事業計画の変更内容としては、事業開始時期の延期、事業対象者の抽出方法の変更(当該年度の健診結果でなく前年度の健診結果より抽出する等)、事業内容の変更(訪問の中止、感染防止対策の導入等)が主なものであった。

今回の事業計画変更に伴い、事業(受診勧奨や保健指導)の実施にも多大な影響が見込まれる。受診勧奨に関しては、当該年度の特定健診実施時期が延期になることに伴い、前年度の未受診者への受診勧奨を行うことになるため、対象者数の減少が見込まれるとともに、対象者には医療機関受診の不安があるため、医療機関受診率が思いのほか上昇しない可能性が考えられる。特に本年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業実施計画の変更等により事業実施期間が短縮されている保険者が多いことに加え、最も有効な手段とされている自宅訪問による受診勧奨を行うことが現状困難であることも医療機関受診率の上昇につながらない要因となりうる。同様に、保健指導の実施に関しても、前年度の保健指導未実施者への保健指導を行うことになるため、対象者数の減少が見込まれるとともに、対象者には対面での保健指導に対する不安があるため、保健指導実施率が例年より低くなる可能性が考えられる。受診勧奨と同様、新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業実施計画の変更等により事業実施期間が短縮されている保険者が多いことに加え、有効

な手段の1つとされる自宅訪問による保健指導を行うことが困難であることや、感染防止対策で長時間の対面による保健指導を行うことが困難となることから、十分な保健指導効果が得られないことも懸念される。

以上のことから、本年度の糖尿病性腎症重症化予防事業の評価を実施するにあたり、アウトプット指標やアウトカム指標の数値目標が達成できない可能性が懸念される。また、保険者によっては、事業実施時期の延期に伴い、アウトプット指標やアウトカム指標の評価を行う時間が十分にとれず、次年度の事業計画に本年度の評価結果を十分に活用できないことが予想される。都道府県は各市町村における事業実施の動向を今後も注意深く見守り、必要に応じて支援を行う必要がある。

次に、各保険者が保健指導の実施に際して、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しているかについて調査した。その結果、33保険者中18保険者(54.5%)で感染防止対策を実施していることが明らかとなった。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について(令和2年5月26日医政局健康局労働基準局子ども家庭局保険局課長連名通知)」では「各種健診等を実施する際の感染拡大防止等」の項に以下の事項が記載されている。

1) 各種健診等を集団で行う会場等では、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良受診者の事前の把握(受付時の発熱等症状の確認など)など適切に対応すること。

2) 訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。

(1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。

(2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

3) その他、対象者に対し各種健診等を個別に実施する場合についても、2) に準じて、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

今回の調査において感染防止対策を「実施している」と回答した各保険者では、上記の通知に準拠した感染防止対策が実施されていた。一方、9保険者(27.3%)では特別に感染防止対策を実施していない実態も明らかとなり、保健指導従事者や保健指導対象者の感染リスクを軽減させるためにも、これらの保険者においては、今後しっかりとした感染防止対策を導入することが望まれる。

## E. 結論

宮城県内保険者において、新型コロナウイルス感染拡大に伴う糖尿病性腎症重症化予防事業実施への影響を調査した結果、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度の糖尿病性腎症重症化予防事業の実施に多大な影響を及ぼしている実態が明らかとなった。具体的な影響は以下の通りであった。

- 1) 事業実施時期の延期・事業実施期間の短縮
- 2) 事業対象者を前年度対象者より抽出
- 3) 事業内容の変更(自宅訪問は原則実施しない等)
- 4) 保健指導現場への感染拡大予防対策の新規導入

上記に伴い、対象者数の減少、対象者の医療機関受診や保健指導利用への不安等から事業

の効果が例年より乏しくなる可能性が懸念される。また、事業実施時期の延期に伴い、保険者によっては十分な事業評価ができず、次年度の事業計画に本年度の事業評価を十分に活用できない可能性も懸念される。今後、保険者が事業評価(特にアウトプット指標・アウトカム指標)を実施するにあたり、本調査により判明した新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業計画や事業実施への影響をふまえて評価する必要があるとともに、都道府県は各市町村における事業実施の動向を今後も注意深く見守り、必要に応じて支援を行うことが望まれる。

## F. 健康危険情報

該当なし

## G. 研究発表

1. 論文・著書

該当なし

2. 学会発表・講演

平田 匠. 糖尿病性腎症重症化予防の基礎と最近の話題. 令和2年度糖尿病性腎症重症化予防研修会(宮城県国民健康保険団体連合会主催). 令和2年10月(宮城県仙台市)

## H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

表 1：事業実施計画の変更点

【1】事業開始時期の変更・延期

- 特定健診開始時期が延期になり、重症化予防事業の受診勧奨開始時期も延期になった。
- 健診の実施時期が延期となったため、保健指導実施時期も予定より遅い開始となった。
- 特定健診の時期が延期になりスケジュールを変更した。
- 新型コロナウイルスの影響により、特定健診が12月に変更。特定健診受診者から、糖尿病性腎症重症化予防対象者を抽出しているため、事業の開始時期が変更となった。
- 特定健診の実施時期が変更となり、それに合わせ、事業の時期も変更された。

【2】事業対象者の抽出方法の変更

- 健診延期にともない昨年度受診勧奨するも、受診に至らなかった者に対し、生活状況の確認と受診勧奨を電話にて行った。
- 例年、当該年度の健診結果より対象者の選定をしていたが、健診期間が初夏から秋にずれ込んだため、前年度の健診結果から対象者を選定するよう変更した。
- 特定健診の実施時期が延期になり事業の開始が遅くなるため、昨年度の結果を用いて受診勧奨を実施している。
- 令和2年度は、コロナウイルスのため特定健診が中止となり、対象者を令和元年度未受診者へ変更し、事業を実施することとなった。
- 健診結果から対象者を抽出できないため、医療機関に対象者の紹介を依頼した。

【3】事業内容の変更

1) 受診勧奨

- これまでは医療機関未受診者に対し訪問や電話で受診勧奨をしていたが、今年度は原則電話での受診勧奨とすることにした。
- アルブミン尿の結果と説明を通知での実施とした。
- 対象者への勧奨について、優先度の高い方のみ面談を行うこととした。
- 未受診者の中でも HbA1c がハイリスクの方に訪問する予定だったが中止した。
- 今年度の実施はこれからであるが、感染者拡大状況によっては対面でなく電話や通知へ変更することも視野に入れているほか、感染症対策を講じた上で実施していく必要がある。
- 糖尿病治療中断者の受診勧奨のみ実施した。
- 訪問を主として事業を実施予定であったが、コロナの感染状況をみながらの実施になり、一度目の受診勧奨は電話にするようにしている。

2) 保健指導

- これまでは医療機関未受診者に対し訪問や電話で保健指導をしていたが、今年度は原則電話での保健指導とすることにした。
- 保健指導は訪問や面接で行っているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、手紙や電話等

でも保健指導を行っている。

- これまでは医療機関未受診者に対し、訪問や電話で受診勧奨や保健指導をしていたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため原則電話での受診勧奨・保健指導とすることにした。
- 訪問指導の実施を見送ることとした。

#### 【4】その他：庁外連携方法の変更・新たな感染拡大防止策の導入

- A地区で糖尿病性腎症重症化予防プログラムを作成中だが、直接集まって打合せや助言をいただく機会を設けていたが、メールや文章での調整が中心になっている。
- 実施前の手指消毒、体温確認、3密対策をとる等、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとる必要性がでてきた。

### 表2：事業実施に対する影響（事業実施計画の変更に関する内容を除く）

#### 【1】事業実施期間の短縮等に伴う事業対象者数の減少

- 健診実施時期が遅れるため、今年度の健診受診者を対象とした重症化予防事業は昨年と比べて対象者を縮小するか検討中である。
- 健診日を延期したことにより、受診勧奨や保健指導にかける期間が短くなった。
- 令和元年度に抽出した人でかつ未受診者を対象としたことから、対象者数が減った。

#### 【2】事業対象者の不安の増大

- 主治医への確認書の提出に、対象者が病院に持参する事に対する不安の訴えがあった。
- 保健指導の問い合わせ時に、どのような指導方法になるかの質問などがあった。

### 表3：各保険者における感染拡大防止対策

#### 【1】保健指導準備時（事前連絡）

- マスク着用で来所するようお願いする。
- 体調がすぐれないときは予約変更をすすめる。

#### 【2】保健指導当日

- 集団指導でなく個別指導で実施する。
- 指導者・対象者ともに体調確認、体温測定を行う。
- 指導者・対象者ともに手洗い、手指アルコール消毒を徹底する。
- 指導者・対象者ともにマスクの着用を徹底する。
- 定期的な換気を行う。
- 身体的距離を確保する。（対象者との距離を最低1メートル以上設ける。）

- 正面で向き合わないような席の配置を行う。
- 長時間の面接とならないようにする。(日時を指定する。)
- 指導前後に椅子、テーブル、ドアノブ等使用物品を消毒する。
- フェイスシールドの着用もしくはアクリル衝立等の使用を行う。